

仏暦 2545 年(2002) タイ義務教育法
—日本語全訳—

海老原智治

1. はじめに

本稿は本紀要に掲載の拙稿「仏暦 2543 年(1999) タイ国家教育法 及び 仏暦 2545 年(2001) タイ国家教育法第 2 版 —前半の日本語訳—」の冒頭に記したのと同様の目的と理由から、現在適用されている「仏暦 2545 年(2002) 義務教育法」の、前文を除いた日本語全訳を公開するものである。

2. 翻 訳

仏暦 2545 年義務教育法

前 文 (省略)

第一条 この法律は「仏暦 2545 年義務教育法」と称する。

第二条 この法律は官報告示日の翌日より施行する。

第三条 仏暦 2543 年初等教育法は廃止する。

第四条 この法律において

「義務教育課程」とは国家教育法が定める基礎教育の第一学年から第九学年を言う。

「教育機関」とは、義務教育課程を実施する教育機関を言う。

「保護者」とは、保護する権限を行使する父母、父または母、または民法各法及び商法各法が定める保護者、さらには年少者が常に居住を共にする者、年少者が雇用を受ける者を言う。

「年少者」とは、七歳から十六歳までの者を言う。但し義務教育課程第九学年試験に合格した者を除く。

「基礎教育委員会」とは、国家教育法に定める基礎教育委員会を言う。

「教育区委員会」とは、国家教育法に定める教育区委員会を言う。

「地方行政体」とは、管轄する教育機関を有する地方行政体を言う。

「職員」とは、大臣が任命しこの法律に従って任に当る者を言う。

「大臣」とは、この法律に従って任に当たる大臣を言う。

第五条 教育区委員会または地方行政体は、条件に応じて、年少者の教育機関への入学の詳細に関して、及び、義務教育課程の教育機関へ進学する機会の設置について、教育区教育事務所、地方行政体、教育機関に掲示して公示する。また、入学前の年

少者の保護者に対して年少者が入学する一年以上前に文書で通知しなくてはならない。

第六条 保護者は児童を教育機関に入学させるものとする。教育機関は、保護者から要求があったときには義務教育課程の基準を緩めて年少者をより早くまたは遅く入学させる権限を有するものとする。これは基礎教育委員会が定める原則と方法に従って実施されるものとする。

第七条 職員は、年少者の入学確認を目的として、日の出から日没までの間、または、当該場所の業務時間の間、各所に入構する権限を有する。もしこの法律の第五条に定める入学がなされていない年少者を発見した場合には、当該年少者を当該教育機関へ入学させるものとし、条件に応じて、教育区委員会または地方行政体のいずれかに報告する。

第一節に定める入学が実施できなかった場合には、年少者の教育機関への入学がなされるよう、条件に応じて年少者を発見した地点の教育区委員会または地方行政体のいずれかに報告する。

第八条 業務実施にあたって、職員は関係者に身分証明書を提示しなくてはならない。職員の身分証明書は大臣が布告で定める形式による。

第九条 職員の業務実施にあたって、関係者は適切な便宜を提供することとする。

第十条 この法律の定めに従った業務実施にあたって、職員は刑法各法が定める主管者とする。

第十一条 保護者ではない、教育機関に入学していない年少者と住居を同じくする者は、住居を同じくしてから一ヶ月以内に、条件に応じて教育区教育事務所または地方行政体のいずれかに申告するものとする。但し、保護者が当該の者と住居を同じくする場合を除く。

申告は大臣が布告で定める規則と方法による。

第十二条 教育省、教育区委員会、地方行政体、教育機関は、義務教育を受ける機会と平等を保障するために、身体的・精神的・知能的・感情的・社会的に支障がある年少者、コミュニケーション及び学習に支障がある年少者、身体に障害がある年少者、不具を有する年少者、他者の介助を必要とする年少者、保護監督者を欠く年少者、機会を著しく欠いている年少者、特別な能力を有する年少者が、必要な利便・教材・サービス・その他の援助を受けて適切な方式と方法で義務教育を受ける、特殊教育を実施する。

第十三条 第六条の定めを実施しない保護者は、一千バーツ未満の罰金刑に処す。

第十四条 第九条の定める職員への便宜を供与しない者は、一千バーツ未満の罰金刑に処す。

- 第十五条 相応の理由なくして、年少者がこの法律の定めに従って教育機関で教育を受けることができない原因となる行為をなす者は、一万バーツ未満の罰金刑に処す。
- 第十六条 第十一条の定めを実施しない者、または、虚偽の申告を行った者は、一万バーツ未満の罰金刑に処す。
- 第十七条 基礎教育委員会が設置される以前の期間は、国家初等教育委員会が基礎教育委員会の業務を代行する。
- 第十八条 教育区委員会が設置される以前の期間は、条件に応じて、バンコク都初等教育委員会、郡初等教育委員会、支郡初等教育委員会が教育区委員会の役割を代行する。また、条件に応じて、バンコク都初等教育事務所、郡初等教育事務所、支郡初等教育事務所が、教育区事務所の役割を代行する。
- 第十九条 この法律が官報に告示される日に有効な、仏暦 2523 年初等教育法に基づいて発せられたすべての省令、布告、規定、規則、通達は、この法律の定めに関し反しない限り引き続き有効とする。
- 第二十条 教育大臣は、この法律に従って任に当たる。また、職員を任命する権限と、この法律に従って任に当たるための布告を発する権限を有する。
当該の布告は官報に告示された後に有効とする。

王命拝受者

内閣総理大臣

警察中佐 タクシン・チナワット

備考

この法律の告示は、国家教育法において、父、母、保護者は保護監督下にある子または個人に九年間の義務教育を受けさせる義務があり、義務教育第九学年試験に合格した者を除き七歳に達する年少者は基礎教育機関に入学し十六歳に達するまで学習することと定められているため、初等教育法を改定するのが適当であるとされたためである。上記の法律との適切な整合のために、この法律を制定する必要がある。

(翻訳以上)

参考文献

“พระราชบัญญัติการศึกษาภาคบังคับ พ.ศ. ๒๕๔๕” ราชกิจจานุเบกษา เล่มที่ ๑๑๔ ตอนที่ ๑๒๘ ก วันที่ ๓๑ ธันวาคม ๒๕๔๕ [「仏暦 2545 義務教育法」タイ官報第 119 卷第 128 n 号 (2001 年 12 月 31 日)]

